

件名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例
主管課	健康増進課
根拠法令等	地方自治法第252条の17の2第1項
<p>【改正の概要】</p> <p>自立支援医療（精神通院医療）に係る支給認定事務の新たな権限移譲に伴う改正</p> <p>自立支援医療（精神通院医療）の支給認定に係る審査事務〔移譲先：全市町〕</p> <p>マイナンバー制度の導入に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき自立支援医療（精神通院医療）の支給認定事務に係る審査事務の一部について、窓口となる市町に権限を移譲する必要があるため改正を行う。</p>	
施行日	平成29年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	